

議案第 3 1 号

日出町介護保険条例の一部改正について

日出町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 9 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町介護保険条例の一部を改正する条例

日出町介護保険条例（平成 1 2 年日出町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項第 1 号中「3 4, 9 0 0 円」を「3 1, 8 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「5 2, 4 0 0 円」を「4 7, 9 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 2, 4 0 0 円」を「4 8, 2 0 0 円」に改め、同項第 4 号中「5 8, 7 0 0 円」を「6 0, 8 0 0 円」に改め、同項第 1 0 号中「1 3 9, 8 0 0 円」を「1 3 2, 9 0 0 円」に改め、同項に次の 3 号を加える。

（1 1） 令第 3 9 条第 1 項第 1 1 号に掲げる者 1 4 6, 8 0 0 円

（1 2） 令第 3 9 条第 1 項第 1 2 号に掲げる者 1 6 0, 8 0 0 円

（1 3） 令第 3 9 条第 1 項第 1 3 号に掲げる者 1 6 7, 8 0 0 円

第 2 条第 2 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項第 4 号中「5 0 0 万円」を「4 2 0 万円」に改め、同項に次の 3 号を加える。

(5) 令第39条第1項第10号イ 520万円

(6) 令第39条第1項第11号イ 620万円

(7) 令第39条第1項第12号イ 720万円

同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「20,900円」を「19,900円」に改め、同項第2号中「34,900円」を「33,900円」に改め、同項第3号中「48,900円」を「47,900円」に改める。

第4条第3項中「同号イに規定する」を「同号に規定する」に、「及び同号イ」を「及び」に、「又は」を「、」に改め、「第9号ロ」の次に「、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」を加え、「第1号から第9号まで」を「第1号から第13号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の日出町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料率から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

理 由

第9期介護保険事業計画の策定に併せ、介護保険料を改定し、介護保険法施行令の改正に沿った所定の改定を行うもの。